

PRESS RELEASE

令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（一般選考試験）における 採用予定者数について

1 採用区分及び採用予定者数

(単位：人)

採用区分	小学校 教諭	中学校教諭										
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	小計
採用 予定者数	110	15	10	15	20	5	10	10	5	5	20	115

採用区分	特別支援学校教諭		養護 教諭	栄養 教諭	高等学校教諭								合計	
	小学部	中学部			地歴 (地理)	公民	数学	音楽	美術	英語	情報	工業		小計
採用 予定者数	15	30	4	2	1	1	3	1	1	2	3	3	15	291

※本採用予定者数は「一般選考試験」のみの人数であり、「教職経験特別選考」と「大学連携特別選考」の採用は別途行う。
 ※実技試験の詳細は、第1次試験後に福岡市教育委員会ホームページに掲載予定。(実技試験は高等学校教諭のみ実施)

2 実施要項

福岡市役所（情報プラザ・教職員第1課）、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、東京事務所にて配布中 ※福岡市教育委員会ホームページにも掲載しています。

3 志願受付

[電子申請] 令和8年4月30日（木）午後5時まで（受信有効）

[郵送申込] 令和8年4月27日（月）まで（当日消印有効）

4 試験日程

[第1次試験（筆記試験）]

①選考区分「Ⅳ 社会人等」以外の受験者

令和8年7月12日（日）

②選考区分「Ⅳ 社会人等」の受験者

受験票受領日～令和8年7月12日（日）の間で、受験者が選択する日

[第2次試験（模擬授業・面接試験・実技試験）]

令和8年8月17日（月）～令和8年8月25日（火）の間で、1日又は2日間を予定

5 参考

令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（一般選考試験）実施要項

【問い合わせ先】

[小・中・特別支援学校・養護・栄養に関すること]

教育委員会職員部教職員第1課 小野

TEL：092-711-4611（内線3660）/ FAX：092-733-5536

[高等学校に関すること]

教育委員会職員部教職員第2課 入江

TEL：092-711-4615（内線3675）/ FAX：092-733-5536

令和9年度
福岡市立学校教員採用候補者選考試験
(一般選考試験) 実施要項

福岡市教育委員会

本市の求める教員像

- ・ 向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・ 人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- ・ 危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・ 協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

▶ **昨年度からの主な変更点** (※変更点の詳細は、次頁以降で確認してください。)

SPI 3 の導入

- ・ 選考区分「IV 社会人等」の第1次試験に、SPI 3 (基礎能力検査)を導入

▶ **出願受付期間**

[電子申請による出願]

令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木) ※午後5時まで(受信有効)

[郵送申込による出願]

令和8年4月1日(水)～令和8年4月27日(月) ※当日消印有効

★原則として、電子申請により出願してください。

★大学連携特別選考の志願者は、本選考試験(一般選考試験)との併願として取り扱います。

(大学連携特別選考の志願者は、一般選考試験への出願は不要です。)

▶ **試験日**

[第1次試験(筆記試験)]

①選考区分「IV 社会人等」以外の受験者

令和8年7月12日(日)

②選考区分「IV 社会人等」の受験者

受験票受領日～令和8年7月12日(日)の間で、受験者が選択する日

[第2次試験(模擬授業・面接試験・実技試験)]

令和8年8月17日(月)～令和8年8月25日(火)の間で、1日又は2日間を予定

1 採用区分及び採用予定者数

採用区分（教科）		採用予定者数	備考	
小学校教諭		福岡市教育委員会 ホームページに 別途掲載 (4月上旬予定)		
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、英語			
高等学校教諭	福岡市教育委員会ホームページに 別途掲載(3月下旬を予定)			
特別支援 学校教諭	小学部			<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級、通級指導教室に配置されることがある ・中学部採用者は、特別支援学校の高等部に配置されることがある
	中学部		教科は中学校教諭と同じ	
養護教諭				小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務
栄養教諭				小学校、中学校、特別支援学校又は給食センターに勤務

注1 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭については、受験した採用区分と異なる校種又は学部に配置されることがあります。

注2 外国籍の者については、次のいずれかに該当する者にのみ受験資格があります。

- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- 上記の者については、「任用の期限を付さない常勤講師」としての採用になります。
なお、「任用の期限を付さない常勤講師」は、校務の運営に参画する職や業務に就くことはできません。

【併願について】

以下の「採用区分」で志願する者は、「併願区分」を第2希望として併願できます。ただし、「採用区分」及び「併願区分」の両方の免許状を有する者（令和9年3月31日までに取得見込みの者を含む）に限ります。

採用区分（第1希望）	併願区分（第2希望）
小学校教諭	特別支援学校教諭（小学部）
中学校教諭	特別支援学校教諭（中学部） ※採用区分と同一教科に限る
特別支援学校教諭（小学部）	小学校教諭
特別支援学校教諭（中学部）	中学校教諭 ※採用区分と同一教科に限る

2 選考区分・採用区分及び試験の概要

選考区分	対象となる採用区分	第1次試験				第2次試験			
		教養試験	専門試験	論文試験	SPI3	模擬授業	面接試験	実技試験※1	
I 一般	全ての採用区分が対象	○	○			○	○	○	
II 正規教員・講師等経験者	正規教員	A 現職正規教員	同上				○	○	○
		B 本市正規教員経験者	同上				○	○	○
		C 元正規教員	同上				○	○	○
	講師	D 2年本市講師経験者	同上				○	○	○
		E 前年度1次合格の現役本市講師	同上				○	○	○
		F 前年度1次受験の現役本市講師	同上		○		○	○	○
		G 本市講師経験者	同上		○		○	○	○
		H 常勤講師等経験者	同上		○		○	○	○
III 教職大学院修了者	同上			○		○	○	○	
IV 社会人等	同上				○	○	○	○	
V スポーツ・芸術	スポーツ	中学校教諭（保健体育） ※中高枠に限る		○		○	○		
	芸術	中学校教諭（音楽・美術） ※中高枠に限る		○		○	○		
VI 障がい者	全ての採用区分が対象	○	○			○	○	○	
VII 大学推薦	高等学校教諭以外の採用区分が対象					○	○		

※1 実技試験は高等学校教諭のみ実施します。全ての高等学校教諭の志願者は、実技試験の受験が必要です。

3 優遇措置

(1) 特定の資格・複数の免許状を有する者への優遇措置

次の採用区分において、特定の資格・複数の免許状を有し、希望する者は、第1次試験において優遇措置を受けることができます。優遇措置の適用を希望する者は、出願時に「特定の資格・複数の免許状を有する者への優遇措置」欄に印をつけてください。

① 特定の資格を有する者

採用区分（教科）	必要とする資格等	優遇措置
小学校教諭 特別支援学校教諭小学部	CEFR B2 相当以上の英語資格*（令和8年4月30日時点で所有しているものに限る。）	専門試験の得点に配点の1割程度を加点
中学校教諭（英語） 高等学校教諭外国語（英語） 特別支援学校教諭中学部（英語）	CEFR B2 相当以上の英語資格*（令和8年4月30日時点で所有しているものに限る。）	専門試験を免除し、同試験の配点に応じた点数を加点

【* CEFR B2 相当以上の英語資格】

ケンブリッジ英語検定 160 以上、実用英語技能検定 準1 級以上、TOEIC L&R/TOEIC S&W 1560 以上
GTEC 1190 以上、IELTS 5.5 以上、TEAP 309 以上、TEAP CBT 600 以上、TOEFL iBT 72 以上
※TOEIC L&R/TOEIC S&W については、TOEIC S&W のスコアを 2.5 倍にして合算したスコアで判定する。
※TOEIC IP テスト等、公開テストでないものは除く。

② 複数の免許状を有する者（令和9年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

採用区分	必要とする普通免許状				優遇措置
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
小学校教諭		○	○※2	○※4	専門試験の得点に配点の1割程度を加点
中学校教諭	○	○※1	○※3	○※4	
高等学校教諭			○※3		
特別支援学校教諭	小学部	○			
	中学部	○			

※1 受験する採用区分以外の教科 ※2 教科：英語のみ ※3 教科：情報のみ

※4 特別支援学校教諭普通免許状（「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」）又は養護学校教諭普通免許状を保有

（2）学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置

全ての採用区分において、以下の区分で福岡市立学校における活動実績が対象年度中に合計10日以上あり、希望する者は、第1次試験において優遇措置を受けることができます。優遇措置の適用を希望する者は、出願時に「学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置」欄に印をつけてください。

区分	対象年度	優遇措置
・学生サポーター ・部活動指導員、部活動支援員 ・放課後児童クラブ「支援員・補助支援員」	令和5～7年度	専門試験の得点に配点の1割程度を加点
・ふれあい学び舎「支援リーダー・支援員」 ・学習指導員	令和5～7年度	
・教育支援員 ・わいわい広場「プレイワーカー」	令和6、7年度	

※学生サポーターは、福岡市と関係大学が締結した「学生サポーター派遣及び受入れに関する協定書」に基づき派遣されたものに限る。（教育実習と併せて実施した特別学生サポーターは本優遇の対象にならない。）

※令和5年度、令和6年度、令和7年度の活動実績は合算できない。

※複数の区分で活動実績がある者は、同じ年度中であれば、活動実績を合算することができる。

※本優遇措置は、現に大学に在籍していない者でも希望することができる。

（3）優遇措置にかかる注意事項

3（1）及び（2）の両方の優遇措置を希望した者については、（1）の優遇措置のみを適用します。

3（1）又は（2）において、複数の区分で要件を満たしている場合でも、優遇措置の適用は1つしか受けることができません。

<受験資格・優遇措置の適用に必要な資格等の確認について>

学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置を希望する者は、出願時に希望したことをもって、優遇措置の適用に必要な活動実績等の確認のために担当課へ電子申請による出願データ又は志願書を提供することについて、同意したものとみなします。

以下の資格等については、第2次試験の合格発表後、合格者のみ証明書類等にて確認を行います。

受験資格等を証明する書類を提出できない場合は、合格を取り消すと同時に、採用候補者名簿から削除します。要件を満たすことを確認したうえで、出願してください。

- ・選考区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで出願した者に関する受験資格（合格発表後、実績証明書等を提出）
- ・特定の資格・複数の免許状を有する者への優遇措置を受けるために必要な資格（合格発表後、公式認定証等を提出）

4 受験資格及び選考区分の内容

次の①～④の受験資格及び各選考区分に定める受験資格を満たす必要があります。

- ① 受験する採用区分、教科に関する普通免許状（採用日時時点で有効なものに限る。）を所有する者又は令和9年3月31日まで（「教職大学院修了者」区分Bの受験者は令和10年3月31日まで）に取得見込みの者
- ※併願を希望する者は、併願区分（第2希望）の免許状も必要
- ※選考区分「社会人等」については、免許状の所有の有無は問わない。ただし、受験する採用区分、教科に関する必要な免許状を令和11年3月31日までに取得すること（17頁9（10）を参照）
- （注1）特別支援学校教諭受験者は、次のア、イのいずれの免許状も必要
- ア 小学部での受験者は小学校教諭普通免許状、中学部での受験者は受験する教科の中学校教諭普通免許状
- イ 特別支援学校教諭普通免許状（「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」）又は養護学校教諭普通免許状
- （注2）選考区分「スポーツ・芸術」の受験者は、受験する教科の中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状のいずれも必要
- ② 昭和42年4月2日以降に出生した者
- ③ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者（18頁を参照）
- ④ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者（18頁を参照）

（1）Ⅰ「一般」の対象者

受験資格①～④を全て満たす者（全ての採用区分が対象）

（2）Ⅰ「一般」以外の対象者

受験資格①～④を全て満たし、かつ、次の各区分に定める受験資格を満たす者

Ⅱ「正規教員・講師等経験者」

A 現職正規教員

① 受験資格

令和8年4月30日時点において、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員（任期を定めて任用される者を除く。いずれも国公立、職種、校種、学部及び教科を問わない。）として、現に勤務（休職、育児休業等の期間中の者も含む。）し、現に勤務している自治体又は学校法人等に継続して12月以上在籍し、かつ、現に勤務している自治体又は学校法人等で通算12月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

「実績証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

B 本市正規教員経験者

① 受験資格

令和8年4月30日時点において、福岡市立学校（幼稚園を含む。）の正規教員（任期を定めて任用される者を除く。職種、校種、学部及び教科を問わない。）として、継続して12月以上在籍し、通算12月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者（令和8年4月30日時点において、福岡市立学校の正規教員として、現に勤務している者を含む。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

C 元正規教員（福岡市立学校の元正規教員は、選考区分「B本市正規教員経験者」にて志願すること。）

① 受験資格

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員（任期を定めて任用される者を除く。いずれも国公立、職種、校種、学部及び教科を問わない。）として、継続して12月以上同一の自治体又は学校法人等に在籍し、当該自治体又は学校法人等において、通算12月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

「実績証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

D 2年本市講師経験者

① 受験資格

以下のいずれも満たす者

- ・令和6年4月1日から令和8年4月30日までの間に、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭、養護助教諭及び栄養教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として、通算24月以上の勤務経験（休職等の期間を除く。）がある者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）
- ・令和8年4月30日時点において、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭、養護助教諭及び栄養教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として勤務している者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

E 前年度1次合格の現役本市講師

① 受験資格

以下のいずれも満たす者

- ・令和8年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験における第1次試験合格者（志願する採用区分と同一の採用区分を、一般又は障がい者区分で受験した者に限る。）及び第1次試験免除者（志願する採用区分と同一の採用区分を、大学推薦区分で免除された者に限る。）又は令和8年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（大学連携特別選考）の不合格者
- ・令和8年4月30日時点において、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭、養護助教諭及び栄養教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として勤務している者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

F 前年度1次受験の現役本市講師

① 受験資格

以下のいずれも満たす者

- ・令和8年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験における第1次試験受験者で教養試験の得点が不可とする基準点より高かった者（志願する採用区分と同一の採用区分を、一般又は障がい者区分で受験した者に限る。）
- ・令和8年4月30日時点において、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭、養護助教諭及び栄養教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として勤務している者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

G 本市講師経験者

① 受験資格

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭、養護助教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として、通算12月以上の勤務経験（休職等の期間を除く。）がある者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

H 常勤講師等経験者

① 受験資格

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（いずれも国公立を問わない。）において、以下のいずれかの職種により、通算24月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者（校種、学部及び教科を問わない。）

- ・常勤講師（助教諭、養護助教諭を含む。フルタイム勤務のみ。）
- ・正規教員（任期を定めて任用される者を除く。）
- ・学校栄養職員（正規職員（任期を定めて任用される者を除く。）、育休代替任期付職員又は福岡市立学校における臨時的任用職員に限る）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

「実績証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

Ⅲ「教職大学院修了者」

① 受験資格

以下のいずれかを満たす者

ア 区分A

学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者又は令和9年3月31日までに修了見込みの者

イ 区分B

学校教育法の規定に基づく教職大学院を、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に修了見込みの者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

ア 区分Aの受験者

「教職大学院修了（見込み）証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

イ 区分Bの受験者

「教職大学院在学証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

④ 名簿登載期間の特例

区分Bの合格者については、「令和10年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。

Ⅳ「社会人等」

① 受験資格

以下のいずれかを満たす者

ア 社会人

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、法人格を有する民間企業の正社員又は官公庁等の正規職員として、通算24月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者

イ 青年海外協力隊員等

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年海外協力隊として、継続して24月以上の派遣期間がある者で、派遣の証明書を提出できる者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

ア 社会人の受験者

「職歴証明書（社会人等用）」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

イ 青年海外協力隊員等の受験者

「独立行政法人国際協力機構交付の派遣証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

V 「スポーツ・芸術」

<スポーツ>

① 受験資格

- スポーツの分野（選考対象とする競技に限る。）において、下記ア又はイのいずれかに該当する者
- ア 国際的規模の競技会に日本代表として出場した者
 - イ 日本選手権大会、これに準ずる全国的規模の競技会で特に優秀な成績を収めた者（高校生以下のみを対象とした競技会、大会等を除く。）

※選考対象とする競技は下記の17競技

陸上、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、テニス、ソフトテニス、バドミントン、野球、ソフトボール、サッカー、ラグビー、ハンドボール、柔道、剣道、体操及びダンス

② 採用区分

中学校教諭（保健体育。ただし「中高枠（23頁Q9を参照）」に限る。）

※特別支援学校教諭中学部（同一教科に限る）を第2希望として併願できます。

③ 書類選考

第1次試験前に書類選考を行います。書類選考の結果は、受験票の発送をもって通知します。
スポーツ・芸術区分での受験が認められなかった者は、一般区分での受験となります。

④ 必要書類 ※11頁を参照（出願時に提出）

<芸術>

① 受験資格

- 音楽、美術等の分野において、下記ア又はイのいずれかに該当する者
- ア 国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者
 - イ 全国レベルのコンクール、展覧会等で特に優秀な成績を収めた者（高校生以下のみを対象としたコンクール、展覧会等を除く。）

② 採用区分

中学校教諭（音楽、美術。ただし「中高枠（23頁Q9を参照）」に限る。）

※特別支援学校教諭中学部（同一教科に限る）を第2希望として併願できます。

③ 書類選考

第1次試験前に書類選考を行います。書類選考の結果は、受験票の発送をもって通知します。
スポーツ・芸術区分での受験が認められなかった者は、一般区分での受験となります。

④ 必要書類 ※11頁を参照（出願時に提出）

VI「障がい者」

① 受験資格

以下のいずれかを満たす者

ア 知的障がい者

療育手帳又は障害者職業センター等から知的障がいがあるとの判定書の交付を受けている者

イ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 身体障がい者

身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 受験するうえでの合理的配慮

受験するうえで配慮が必要な事項がある場合は、出願時に入力又は記載すること。内容を確認後、必要に応じて、具体的な配慮内容を尋ねる場合があります。選考は、一般区分とは別に行います。

④ 必要書類 ※11頁を参照（出願時に提出）

VII「大学推薦」

① 受験資格

以下のいずれも満たす者

ア 令和8年4月30日現在、本市と「教員養成にかかる連携・協力協定」を締結している大学（大学院含む）及び短期大学（以下、「協定締結大学*」）に在籍しており、かつ令和9年3月31日までに卒業又は修了見込みの者

イ 在籍する大学から「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（一般選考試験）」の推薦を受けた者

ウ 福岡市立学校教員を第一志望とする者（他自治体等との併願を妨げるものではないが、福岡市立学校教員採用候補者名簿に登録された場合には、福岡市に採用される意思を有する者）

② 採用区分

出願可能な採用区分は、大学ごとに異なる。出願可能な採用区分については、各協定締結大学へ直接通知するため、各自、在籍する大学へ確認のうえ、出願すること。

③ 必要書類

推薦書（推薦書は大学から福岡市教育委員会へ提出するため、本人の手続きは不要）

※協定締結大学の一覧は、福岡市教育委員会ホームページにて確認してください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/daigakutokusen_2_2.html

5 出願手続

●原則、電子申請により出願してください。

電子申請ができる環境にない場合のみ、郵送で出願してください。

●電子申請又は郵送申込のどちらか1つの方法でしか出願できません。

(1) 出願

① 電子申請による出願方法

ア 出願受付期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木)午後5時まで ※受信有効

※出願は、出願受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。

出願受付期間の最終日は回線の混雑が予想されますので、時間に余裕をもって出願してください。

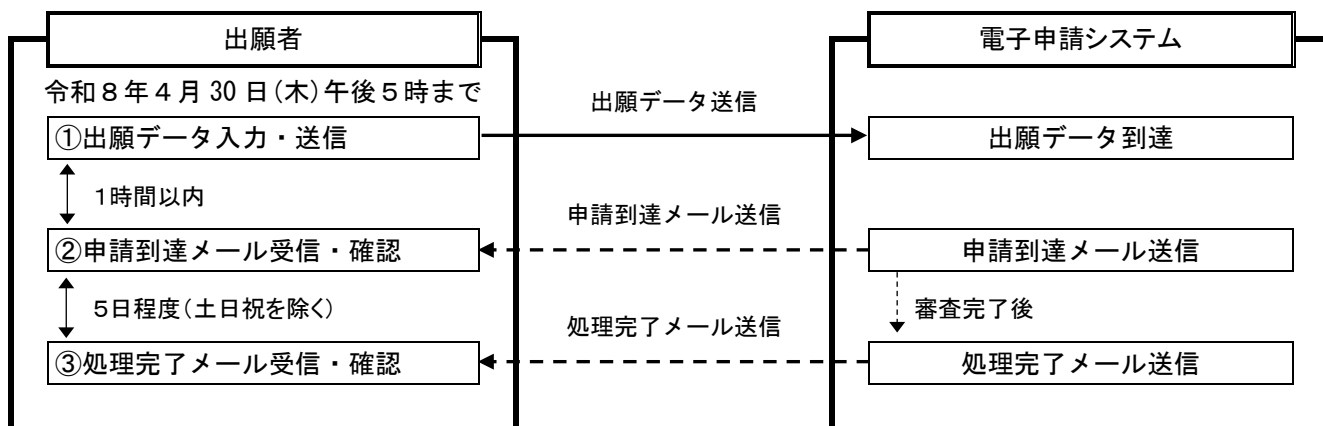
※送信後、1時間以内に「申請到達メール(申請受け付けのお知らせ)」が届きます。1時間が経過してもメールが届かない場合は、教職員第1課まで速やかに電話連絡をしてください。

イ 出願方法

福岡市教育委員会ホームページ内の「福岡市立学校教員採用候補者選考試験」のページから、電子申請フォームへアクセスしてください。(当該ページのURL及び二次元コードは24頁を参照。)

また、選考区分V、VIで志願する者は、5(2)に記載の必要書類を別途郵送してください。

<電子申請の流れ>



ウ 注意事項

- 福岡市からのメールが、一部のメールサービスでは迷惑メールに振り分けられることがありますので、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。
また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は、「@mail.graffer.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」のメールを受信拒否しないよう、設定をお願いします。

- 一度申請した内容の変更はできません。申請内容の修正を行う場合は、一度、申請の取下げを行い、再度、新規申請をする必要があります。「申請を取り下げる」ボタンをクリックして申請の取下げを行い、再度新規申請を行ってください。重複して申請した場合、出願が無効となる場合があります。重複申請にならないよう、必ず申請の取下げを行ってください。**

なお、出願データの審査状況により、「申請を取り下げる」ボタンが表示されないことがあります。申請内容の修正を行う際に、「申請を取り下げる」ボタンが表示されていない場合は、教職員第1課までご連絡ください。

- 通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

② 郵送申込による出願方法

ア 出願受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月27日（月）まで ※当日消印有効

イ 提出書類

「令和9年度 福岡市立学校教員採用候補者選考試験志願書」

ウ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）（ア）角形2号（規格24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

（イ）封筒の表に、「志願関係書類在中」と朱書きしてください。

（ウ）封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・採用区分・教科を明記してください。

（2）一部の選考区分の志願者のみ出願時に提出が必要な書類

① 選考区分と必要な書類

選考区分	必要書類
V スポーツ・芸術	ア スポーツ・芸術選考申請書 ※様式は福岡市教育委員会ホームページからダウンロードすること イ 実績を客観的に証明できるもの （例）競技団体が発行する成績証明書（開封無効）、国際大会派遣通知書、賞状、新聞記事（新聞社名・掲載日を明記すること）等の写し ※団体競技の場合は、本人が出場していることが確認できるもの ※団体で出場・出展している場合は、本人がその構成員であることが確認できるもの ウ 大会・コンクール等の概要が分かるもの （例）大会やコンクール等の公式ホームページを印刷したもの、大会・コンクール等の主催者が発行する実施要項の写しなど
VI 障がい者	ア 知的障がい者：療育手帳又は判定書の写し イ 精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の写し ウ 身体障がい者：身体障害者手帳の写し

② 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで ※当日消印有効

③ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）ア 角形2号（規格24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

イ 封筒の表に、「志願関係書類在中」と朱書きしてください。

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・採用区分・教科を明記してください。

(3) 出願に当たっての留意事項

- ① 出願受付期間終了後の選考区分、採用区分及び併願区分の変更は認めません。
- ② 提出書類（電子申請による出願データを含む。以下、同じ。）は返却しません。
- ③ 書類に不備や不足があった場合は、出願を受け付けることができないことがあります。
- ④ 郵送申込で出願する場合は、複数の志願書を一つの封筒に入れて送付しないでください。
- ⑤ 志願書の記入にあたっては、記入例を参照してください。
- ⑥ 受験資格の証明ができない場合や、提出書類に虚偽があった場合等は、合格を取り消します。

(4) 受験票の送付

出願を受け付けた受験者には、選考区分・受験番号等を記載した受験票を送付します。

令和8年6月23日（火）までに受験票が届かない場合は、令和8年6月24日（水）午前9時から午後6時までの間に教職員第1課へ必ず電話連絡をしてください。（Tel：092-711-4612）

(5) 出願後に提出が必要な書類（第1次試験の全部免除者は6（6）全部免除者を参照）

ア 提出書類

自己PRシート（特段の事情がない限り、自筆で記入すること。）

※受験票で通知する受験番号を記入する必要があるため留意すること。

イ 提出期間

受験票到着日から令和8年6月30日（火）まで ※当日消印有効

ウ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）（ア）角形2号（規格24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

（イ）封筒の表に、「自己PRシート在中」と朱書きしてください。

（ウ）封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・受験番号を明記してください。

※自己PRシートの様式は、福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

6 第1次試験

選考区分「IV 社会人等」の受験者は、試験内容が異なるため、6（7）を参照してください。

（1）実施日

令和8年7月12日（日）

※自然災害等が発生し、第1次試験の実施が困難な場合は、令和8年7月19日（日）の予備日に実施する可能性があります。

（2）試験会場

受験票で通知（福岡市内を予定）

（3）集合時間

受験票で通知

（4）持参する物

ア 受験票（必要事項を記入し、写真を貼付すること。）

イ 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、プラスチック消しゴム）

※上記以外の物を持参する必要がある場合は、受験票で通知します。

（5）試験科目

各選考区分における試験科目については、「2 選考区分・採用区分及び試験の概要」（2頁）を参照

試験科目	内容
教養試験	教職教養分野（教育原理、教育法規、教育心理等）と一般教養分野についての択一式による筆記試験
専門試験	各採用区分に必要な専門知識についての択一式による筆記試験（問題数は採用区分によって異なる。）
論文試験	教育に関する問題を出題

※併願者は、採用区分（第1希望）の試験科目を受験してください。（併願区分（第2希望）は受験不要）

（6）全部免除者

第1次試験において、全ての試験科目を受験する必要がなく、試験会場に来場しない受験者は、受験票到着後、下記の書類を郵送により提出してください。

※第1次試験の全部免除者に該当するか否かは、受験票で通知します。

① 提出期限

令和8年6月30日（火） ※当日消印有効

※上記期限までに提出されなかった場合は、受験を辞退したものとみなします。

② 提出書類

ア 受験票（必要事項を記入し、写真を貼付すること。）

イ 自己PRシート（特段の事情がない限り、自筆で記入すること。）

③ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注） ア 角形2号（規格24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

イ 封筒の表に、「受験票等在中」と朱書きしてください。

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・受験番号を明記してください。

※自己PRシートの様式は、福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

(7) 選考区分「IV 社会人等」の受験者

① 実施日

受験票受領日から令和8年7月12日(日)までの間で、受験者が選択する日

② 試験会場

テストセンター(全国に設置されるリアル会場又はオンライン会場)

③ 試験科目

試験科目	内容
SPI 3	基礎能力検査

④ 受検の流れ

ア 受験票と併せて受検案内を送付します。

イ 受検案内に従い、速やかに試験日・試験会場を予約してください。

ウ 基礎能力検査の受検前に、自宅等のパソコンやスマートフォンで性格検査を受検してください。
なお、性格検査の結果は、合否に関係ありません。

エ 予約した日時に、テストセンターで基礎能力検査を受検してください。

⑤ 注意事項

- ・各テストセンターは混み合うことが予想されるため、受検案内を受領後、速やかに試験日・試験会場を予約してください。
- ・テストセンターでの受検におけるトラブル(予期せぬ機器停止や通信障害等)については、一切責任を負いません。
- ・SPI 3に関する基本情報、会場案内及び当日の持ち物等の詳細については、SPI 3 ホームページ(<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>)をご覧ください。

テストセンターヘルプデスク

TEL : 0570-081-818

【営業時間】9:00~18:00 土日祝日含む毎日受付(ただし年末年始を除く)

※電話は、パソコンの操作ができる状態でおかけください。

7 第2次試験

(1) 実施日

令和8年8月17日(月)から令和8年8月25日(火)までの間で、1日又は2日間を予定

(2) 対象者

第1次試験合格者

(3) 試験会場

第1次試験合格者に通知(福岡市立学校を予定)

(4) 試験の内容

試験科目	内容	対象となる採用区分
模擬授業	・学習指導案作成 ・模擬授業 ・口頭試問	全ての採用区分が対象
面接試験	・個人面接	同上
実技試験	・出願した教科に応じた試験を実施	高等学校教諭のみ

※併願者は、採用区分(第1希望)の模擬授業及び面接試験に加え、併願区分(第2希望)の試験科目を受験する必要があります。なお、併願区分も含めて、いずれか一つでも試験科目を受験しなかった場合は、その時点で本市の教員採用候補者選考試験の受験を辞退したものとみなし、本選考試験の受験資格を失います。

(5) 模擬授業

採用区分及び教科ごとに、学習指導案作成、模擬授業及び口頭試問を実施します。

なお、小学校教諭については出題する教科を、特別支援学校教諭については出題する領域及び教科を、事前に福岡市教育委員会ホームページに公表します。

① 学習指導案作成

学習指導案(1単位時間分の略案)は、提示する問題及び資料をもとに作成します。

② 模擬授業

学習指導案に関する模擬授業(授業の一部)は、教室で実施します。

30人程度(特別支援学校教諭については4～8人程度)の児童生徒がいる想定で実施します。

③ 口頭試問

口頭試問は、模擬授業後に、学習指導案及び模擬授業に関して実施します。

(6) 面接試験

福岡市立学校教員としての資質や適性等に関する質疑を実施します。※模擬授業とは別に実施します。

(7) 実技試験

高等学校教諭は、全ての教科において実技試験を実施します。

試験内容等については、第1次試験終了後に福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

8 試験結果の通知等

- (1) 第1次試験の結果については、令和8年7月下旬に合格者に文書で通知するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。
- (2) 第2次試験の結果については、令和8年10月上旬に合格者に文書で通知するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。
※併願者が、採用区分（第1希望）及び併願区分（第2希望）の両方に合格した場合は、採用区分（第1希望）の合格者とします。
- (3) 選考試験（第1次試験又は第2次試験）で不合格となった者には、各試験結果発表後、試験の成績を文書で通知します。

9 採用候補者名簿への登載と採用

- (1) 第2次試験合格者は、原則「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
- (2) 採用は、令和9年4月1日以降、採用候補者名簿に登載されている者の中から逐次行います。採用候補者名簿の有効期間は令和10年4月30日までです。
- (3) 昭和42年4月2日から昭和43年4月1日に出生した者は、「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」のみの名簿登載となります。
- (4) 採用とは、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に基づく条件付採用であり、教員として1年間（養護教諭及び栄養教諭においては6月間）勤務し、その間、教員としての職務を良好な成績で遂行したときに初めて正式採用となります。
- (5) 名簿登載者は、健康診断を別途通知する時期までに受検してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
- (6) 上記(5)以外に、勤務できない特別な事情がある場合や、採用するにふさわしくない事実があったと判断された場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
- (7) 次の場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除します。
 - ・免許状取得見込みの者が、令和9年3月31日までに免許状を取得できなかった場合
 - ・採用日時点において有効な普通免許状を所有していない場合
 - ・選考区分Ⅲ区分Aの受験者で、令和9年3月31日までに教職大学院を修了できなかった場合
 - ・選考区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで出願した者が、受験資格を欠いていることが判明した場合
 - ・受験資格の証明ができない場合又は受験資格を欠いていることが判明した場合
 - ・優遇措置の適用を受けた者で、要件を満たしていないことが判明した場合
 - ・提出書類に虚偽があった場合
- (8) 選考区分Ⅲ区分B（令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に教職大学院を修了見込みの者）については、上記(1)、(2)及び(7)の取り扱いについては、以下のとおり読み替えます。

ア 名簿登載	「令和10年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
イ 採用	令和10年4月1日以降とします。
ウ 名簿の有効期間	令和11年4月30日までとします。
エ 採用できない場合	令和10年3月31日までに教職大学院を修了できなかった場合、受験資格等を欠いていることが判明した場合は採用候補者名簿から削除します。

(9) 名簿登載者（選考区分Ⅲ「教職大学院修了者」で出願した者を除く。）が、教職大学院への進学により採用の延期を希望する場合、申請により名簿登載期間の延長ができます。登載期間の延長を希望する者は、福岡市教育委員会が指定する期日までに「名簿登載期間延長申請書」及び教職大学院への進学が確認できる書類の提出が必要となります。なお、登載期間の延長が承認された者の名簿の有効期間は令和11年4月30日までとなります。

※名簿登載期間延長の承認後、教職大学院に進学しない又は教職大学院を修了しない等、名簿登載期間の延長事由に該当しないことになった場合、名簿の有効期間は当初の令和10年4月30日までとなります。

(10) 選考区分「社会人等」の受験者で第2次試験に合格し、採用候補者名簿に登載された者（必要な免許状を取得済みの者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者は除く）は、名簿登載後に免許状を取得する免許取得期間猶予制度を利用することができます。免許取得期間の猶予を希望する者は、福岡市教育委員会が指定する期日までに「免許取得期間猶予申請書」の提出が必要となります。承認された者の名簿の有効期間は令和11年4月30日となります。承認された者は、令和11年3月31日までに合格した採用区分・教科に関する普通免許状を取得すると、免許取得後の4月1日からの採用となります。なお、令和11年3月31日までに取得できない場合は、採用候補者名簿から削除します。

10 試験問題の閲覧

- (1) 令和5年度から令和7年度に実施した試験問題及び解答は、福岡市情報プラザ（福岡市役所1階、利用時間：午前9時～午後8時、休館日：年末年始、その他臨時休館あり。）で閲覧及びコピーができます。（実費自己負担）
- (2) 今年度実施する試験問題及び解答の閲覧方法については、令和8年12月頃、福岡市教育委員会ホームページに掲載する予定です。

11 令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（教職経験特別選考）との併願について

本選考試験と教職経験特別選考を同一の採用区分（学部、教科を含む。）で併願している者が、教職経験特別選考に合格した場合、本選考試験の出願を取り下げたものとして取り扱います。

また、異なる採用区分で併願した場合は、教職経験特別選考に合格した場合であっても、本選考試験を受験することができますが、本選考試験に合格した場合は、教職経験特別選考の合格を辞退したのものと取り扱います。

12 その他

- (1) 選考基準等の公表については、第2次試験結果発表後に、福岡市教育委員会ホームページに掲載します。
- (2) 昨年度実施した試験の選考基準等については、福岡市教育委員会ホームページに掲載しています。
- (3) 受験票や試験結果等の通知は、電子申請による出願時に入力又は志願書に記入された住所に郵送します。
出願後に住所を変更した場合は、至急電話連絡してください。併せて郵便局へ転居を届け出てください。
- (4) 志願の情報は、臨時教員や研修の案内等に利用することがあります。
- (5) 試験当日の問い合わせや連絡は、受け付けられません。
- (6) 次のいずれかに該当する者は、福岡市立学校教員になることはできません。

[地方公務員法第16条関係]

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校教育法第9条関係]

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※学校教育法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項関係]

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの
- ※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

13 勤務条件について（令和8年1月1日時点）

※採用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(1) 給与

初任給	小・中学校教諭 養護教諭、栄養教諭	特別支援学校教諭	高等学校教諭
大学卒	約 308,000 円～	約 320,000 円～	約 308,000 円～
短大卒	約 288,000 円～	約 293,000 円～	

※上記の給与には、給料のほか、給料の調整額、教職調整額、地域手当（給料の10%）及び義務教育等教員特別手当を含みます。

※上位の学歴や経験年数を有する者は、一定の基準により、上記の給与に加算されることがあります。

(2) 諸手当

上記（1）のほか、給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（年間4.65月分※）等が支給されます。

※期末・勤勉手当の支給月数は、基準日前6月以内における福岡市職員としての在職期間等に応じて除算されます。

(3) 勤務時間

1日7時間45分（週38時間45分）

(4) 休日等

土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(5) 休暇等

年次有給休暇（1年度に20日（年度途中の採用者は、採用後の月数に応じて付与））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。

(6) 福利厚生

健康保険と年金保険については、公立学校共済組合への加入となります。

また、福岡市教職員互助会や福岡県教職員互助会に加入し、下記の福利厚生を受けることができます。

- 給付事業（結婚祝金、出産見舞金、入学祝金 など）
- 貸付事業（一般資金、修学資金、自動車購入資金 など）
- 文化事業（観劇、スポーツ観戦、展覧会、カルチャーセンターの利用助成 など）
- 健康事業（人間ドック、スポーツクラブの利用助成 など）

＜参考：教員採用候補者選考試験（一般選考試験）実施状況＞

区分	令和5年度実施			令和6年度実施			令和7年度実施			
	受験者	名簿登載者	競争倍率	受験者	名簿登載者	競争倍率	受験者	名簿登載者	競争倍率	
小学校教諭	529	255	2.1	553	282	2.0	556	189	2.9	
中学校教諭	国語	39	16	2.4	49	27	1.8	52	25	2.1
	社会	94	20	4.7	105	23	4.6	104	21	5.0
	数学	61	27	2.3	69	37	1.9	57	26	2.2
	理科	35	22	1.6	41	27	1.5	47	29	1.6
	音楽	17	3	5.7	18	8	2.3	19	9	2.1
	美術	8	4	2.0	18	7	2.6	19	14	1.4
	保健体育	114	13	8.8	96	11	8.7	83	16	5.2
	技術	6	4	1.5	9	6	1.5	8	6	1.3
	家庭	11	5	2.2	8	4	2.0	11	4	2.8
	英語	57	26	2.2	52	25	2.1	42	21	2.0
	計	442	140	3.2	465	175	2.7	442	171	2.6
特別支援学校教諭 小学部	50	31	1.6	69	40	1.7	82	31	2.6	
特別支援学校教諭 中学部	38	22	1.7	46	26	1.8	63	28	2.3	
養護教諭	100	4	25.0	114	8	14.3	126	8	15.8	
栄養教諭	33	2	16.5	44	5	8.8	52	4	13.0	
高等学校教諭	国語	4	2	2.0	6	1	6.0	-	-	-
	地歴(地理)	-	-	-	7	1	7.0	15	2	7.5
	数学	-	-	-	-	-	-	13	3	4.3
	理科(化学)	-	-	-	8	1	8.0	-	-	-
	理科(物理)	6	1	6.0	-	-	-	-	-	-
	音楽	-	-	-	-	-	-	0	0	-
	保健体育	14	3	4.7	14	1	14.0	16	2	8.0
	外国語(英語)	9	2	4.5	5	1	5.0	-	-	-
	工業(機械)	-	-	-	5	1	5.0	5	2	2.5
	工業(電気・電子)	-	-	-	2	1	2.0	3	1	3.0
	工業(情報工学)	-	-	-	2	0	-	-	-	-
	工業(建築)	-	-	-	-	-	-	1	0	-
	情報	9	2	4.5	-	-	-	-	-	-
	計	42	10	4.2	49	7	7.0	53	10	5.3
合計	1,234	464	2.7	1,340	543	2.5	1,374	441	3.1	

※上記、表中の数値は福岡市立学校教員採用候補者選考試験(大学連携特別選考)及び福岡市立学校教員採用候補者選考試験(教職経験特別選考)の実績を含まない。

Q & A

Q1. 福岡市の教員として働く魅力は何ですか。

A. 職員同士のつながりの強さ、通勤の利便性、充実した教育環境やサポート体制など、多くの魅力があります。

☆活発な職員同士の交流

近隣校のみならず、市内全域の職員同士のつながりが強いいため、教員生活を送る中で出てくる不安や迷いはもちろん、福岡市での暮らしのことなども相談しやすい環境です。

☆通勤の利便性

バス・電車・地下鉄と交通網が整備されており、他都市と比べても平均通勤時間が短く、便利です。

☆教員が子どもと向き合う環境づくり

学習指導員や部活動指導員、学校生活支援員などの専門スタッフの拡充をしています。

☆研修制度やサポート体制の充実

充実した研修制度やサポート体制が整っています。詳しくは下記をご参照ください。

Q2. 研修制度やサポート体制について教えてください。

A. 採用後はもちろん、採用前から研修を実施しており、経験や力量に応じて資質・能力を高めていくことができます。また、授業力向上の支援等のサポートも充実しています。

☆採用前研修で円滑なスタートを

不安を和らげ、円滑に教育活動をスタートすることができるよう、教育公務員としての心構えや教員生活、子どもとの関係づくりや授業づくり等について事前に学ぶ、オンデマンド研修や集合研修を実施しています。

☆経験年数に応じた研修でレベルアップ

採用後は初任者研修（1年次・2年次・3年次）を始め、6年次研修や中堅教諭等資質向上研修等、経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を着実に図ることができるような研修があります。

また、教科指導に関する基礎的・基本的な内容をオンデマンド動画で学び、教員同士で専門性を高め合うことができる「教科等研修」や今日的教育課題について学ぶ「キャリア研修」、特別支援教育や教育相談に関する研修など、多数の講座を設定し、学びの機会を作っています。

☆充実した授業力向上支援

授業力向上支援センター（福岡市教育センター2階）では授業づくりに役立つ書籍や教材等の貸出を行っており、ほかにも福岡市先生応援サイトでの指導案及び教材共有、動画配信等の実施など、授業力向上の支援を行っています。

Q 3. 正規教員・講師等経験者（又は社会人等）の選考区分での受験を検討しています。経験年数はどのように数えますか。

A. 経験年数の算定は、1日でも勤務した月は、1月と計算します。

経験年数の算定にあたっては、1日でも勤務した月は、1月として計算します。

ただし、例のとおり、同一の月に異なる任用の終期と始期を含む場合は、いずれか一方のみを1月と計算し、他方の任用の経験年数には、1月を含めないでください。

<例>

A校での勤務：令和7年4月12日～令和7年8月15日…5月

B校での勤務：令和7年8月20日～令和8年3月28日…7月

Q 4. 正規教員・講師等経験者の選考区分での受験を検討しています。勤務経験には、複数の校種（職種）での勤務を通算することができますか。

A. 『4 受験資格及び選考区分の内容（2）Ⅱ「正規教員・講師等経験者」』に記載している、各選考区分の受験資格に合致する校種（職種）の中であれば、複数の校種（職種）での勤務経験を組み合わせてもかまいません。臨時免許状による勤務でもかまいません。

<例：D 2年本市講師経験者の場合>

令和6年4月1日～令和7年3月31日…福岡市立学校で常勤の養護助教諭として勤務

令和7年4月1日～令和8年3月31日…福岡市立学校で常勤の小学校講師（臨時免許状）として勤務

令和8年4月1日～ …福岡市立学校で常勤の小学校講師（臨時免許状）として勤務

本市立学校で通算24月以上の養護助教諭及び常勤講師としての勤務経験があり、令和8年4月30日時点で本市立学校で講師として勤務をしている場合は、2年本市講師経験者区分での申し込みができます。

Q 5. 採用区分「特別支援学校教諭」に係る受験資格のうち、免許状の要件について教えてください。

A. 特別支援学校教諭免許状は、「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」の免許状が必要です。（養護学校教諭免許状も可）

Q 6. 第1次試験が全部免除者となる選考区分「E 前年度1次合格の現役本市講師」での受験を考えていますが、併願した場合、第1次試験は併願区分（第2希望）も含め免除になりますか。

A. 第1次試験において採用区分（第1希望）が全部免除者となる方は、併願区分（第2希望）も免除となります。

Q7. 併願した場合、第1次試験と第2次試験は何を受験することになりますか。

A. 第1次試験については、採用区分（第1希望）の試験科目を受験してください（併願区分（第2希望）の試験科目は受験不要）。第2次試験は、第1次試験で合格した区分の試験を受験することになります。

第1次試験を採用区分（第1希望）及び併願区分（第2希望）の両方に合格した場合は、第2次試験を採用区分の模擬授業及び面接試験に加え、併願区分の試験科目の受験が必要です。なお、併願者が採用区分及び併願区分の両方に合格した場合は、採用区分の合格者とします。

また、**併願区分も含めて、いずれか一つでも受験しなかった場合は、その時点で本市の教員採用候補者選考試験の受験を辞退したものとみなし、本選考試験の受験資格を失います。**

Q8. 免許状は、出願時や受験時に有効な状態である必要がありますか。

A. 出願時や受験時は、免許状が有効な状態でなくてもかまいませんが、採用日時点で有効な普通免許状を所有している必要があります。

免許状が有効な状態でなくても、出願や受験をすることはできますが、採用日（令和9年4月1日とする。なお、教職大学院修了者区分Bの志願者は、令和10年4月1日とする。）時点で有効な普通免許状を所有していない場合は、受験資格を満たさないものとして合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除しますので注意してください。

Q9. 選考区分「スポーツ・芸術」における「中高枠」とは何ですか。

A. 中学校と高等学校のどちらの勤務も経験することができる制度です。

選考区分「スポーツ・芸術」の受験者は、中学校と高等学校の両方での勤務を経験する「中高枠」の志願となります。（中学校教諭と高等学校教諭の普通免許状のいずれも必要です。）

※第2次試験は、採用区分「中学校教諭」と同一の試験内容です。

※「中高枠」は、「中学校教諭」として第2次試験に合格した人の中から該当者を決定するため、「中高枠」の志願者であっても、「中高枠」ではなく、「中学校教諭」として名簿登載することがあります。

※中学校と高等学校の両方で勤務を経験した後は、適性や希望等に応じて以降の配置を決定します。

- ① 初任で高等学校に配置された場合は、原則4年経過後に中学校へ配置されます。
- ② 初任で中学校に配置された場合は、原則4年経過後に高等学校へ配置されます。

奨学金返還支援事業（特別支援教育の充実）

福岡市教育委員会では、特別支援教育の更なる充実を図るため、本市教員として採用される方を対象とした奨学金返還支援事業を実施しています。

対象者：小学校、中学校及び特別支援学校で採用された新規採用教員のうち、特別支援学校免許状を保有する方

対象奨学金：日本学生支援機構が貸与する第一種及び第二種奨学金

金額：採用後3年間において、最大54万円（年額18万円×3年間）

出願から採用までのスケジュール

出願から採用までのスケジュールは、下記を予定しています。

【出願期間】

<電子申請>令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木) ※午後5時
<郵送申込>令和8年4月1日(水)～令和8年4月27日(月) ※消印有効

【第1次試験】令和8年7月12日(日)

【第1次試験合格発表】令和8年7月下旬予定

【第2次試験】令和8年8月17日(月)～8月25日(火)の間で、1日又は2日間を予定

【第2次試験合格発表】令和8年10月上旬予定

【第1回採用手続き会】令和8年10月下旬～11月上旬予定
(採用手続き関係書類の提出、採用に向けたガイダンス等)

【第2回採用手続き会】令和8年12月下旬予定
(配置校決定に当たっての個人面談、写真撮影等)

【配置校通知】令和9年3月下旬予定
(配置校通知後に事前の学校訪問)

【採用】令和9年4月1日(木)以降(原則)

※教員採用候補者選考試験に関する情報などをホームページやX(旧Twitter)で随時発信していますので、ご確認ください。

【申込み・問い合わせ先】

福岡市教育委員会 教職員第1課(福岡市役所11階)

TEL: 092-711-4612 FAX: 092-733-5536

受付時間: 平日午前8時45分から午後6時まで

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

<福岡市教育委員会 教員採用候補者選考試験ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/kyouinn01.html>

ホームページ



X



※温度変化や摩擦熱によって文字の消えるペンは使用しないこと

ふりがな	きょういく たろう		生年月日	昭和・平成 9年6月5日
氏名	教育 太郎		(令和9年4月1日現在) 満 29 歳	
現住所	(〒 810 - 8621) ※試験結果等通知の送付先とします。 福岡市中央区天神1丁目8番1号フクオカシマンション1102号室			
電話番号	(090 - XXXX - XXXX) ※携帯電話など、日中連絡が取れる番号を記入			
e-mail	XXXXX. @ XXXXXXXX			
最終学歴	※最も学位の高い学歴を記入	学校・学部・学科	卒業区分	
平成 28年 4月 ~ 令和 2年 3月		〇〇大学〇〇学部△△科	卒業 卒業予定・中退 修了・修了予定	

採用区分 (第1希望)	併願区分 (第2希望)	教科
中学校	特別支援学校 (中学部)	技術
採用試験・選考区分 (志願する区分の□に×をつける)		
□ 一般		
講師 正 規 教 員 者	正規教員	<input type="checkbox"/> A: 現職正規教員
		<input type="checkbox"/> B: 本市正規教員経験者
		<input type="checkbox"/> C: 元正規教員
	講師	<input type="checkbox"/> D: 2年本市講師経験者
		<input checked="" type="checkbox"/> E: 前年度1次合格の現役本市講師
		<input type="checkbox"/> F: 前年度1次受験の現役本市講師
		<input type="checkbox"/> G: 本市講師経験者
		<input type="checkbox"/> H: 常勤講師等経験者
その他	教職大学院	<input type="checkbox"/> 区分 (A・B) ※どちらかに○
	<input type="checkbox"/> 社会人等	
	<input type="checkbox"/> スポーツ・芸術	
	<input type="checkbox"/> 障がい者	
	<input type="checkbox"/> 大学推薦	

優遇措置を希望する者は○を記入	
特定の資格・複数の免許状を有する者への優遇措置	
学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置	○

所有する又は取得・取得見込みの免許状 (○を記入)						
小学校	中学校 教科(技術) 教科(数学)	高等学校 教科(工業) 教科()	養護	栄養	特別支援学校 知 肢 病 視・聴	養護学校

所有する英語資格 ※令和8年4月30日時点で取得しているものに限る。優遇措置の適用希望の有無にかかわらず記入。

英検 (1) 級 TOEIC (L&R) / (S&W) (スコア: 1600) TOFEL (iBT) (スコア:)

IELTS (スコア:) その他、CEFR B2相当以上の英語資格 (スコア:)

学生サポーター等としての活動実績 ※優遇措置希望者のみ記入。

令和7年度	学生サポーター、部活動指導員	活動学校名	福岡市立〇〇中学校、△△中学校
令和6年度	学生サポーター	活動学校名	福岡市立 〇〇中学校
令和5年度	学生サポーター	活動学校名	福岡市立 〇〇中学校

勤務経験 ※令和8年4月30日時点の経験年数を記入のこと。年数には、休職・育児休業等の期間は含まない。

国公立学校教員経験 無 有

国公立学校での経験年数を記入

a 正規教員としての経験年数 [4年 0月 (うち福岡市立学校: 0年 0月)]

志願する選考区分の受験資格を満たす直近の勤務校 (正規教員としての経験がある方のみ)

※特別支援学校の場合は学部も記入 [〇〇市立〇〇特別支援 学校 (高等部)]

b 常勤の講師等としての経験年数 [年 2月 (うち福岡市立学校: 年 2月)]

c 非常勤の講師等としての経験年数 [年 月 (うち福岡市立学校: 年 月)]

講師番号 [2569999] ※福岡市立学校での講師経験がある方のみ

民間企業等での経験 無

青年海外協力隊員等としての派遣経験 無

年数 [年 月] 派遣先 []

受験するうえで配慮が必要な事項があれば記入。

車いすの使用 手話通訳が必要 点字によ

点字による試験問題が必要 その他 (下枠に具体的な内容を記載してください。)

[]

経験年数の算定にあたっては、1日でも勤務した月は、1月として計算すること。ただし、同一の月に異なる任用の終期と始期を含む場合は、いずれか一方のみを1月と計算し、他方の任用の経験年数には、1月を含めないこと。

令和9年度 福岡市立学校教員採用候補者選考試験志願書

記入日：令和 8 年 月 日

※温度変化や摩擦熱によって文字の消えるペンは使用しないこと

切り取って提出してください。

ふりがな		生年月日	昭和・平成	年	月	日
氏名		(令和9年4月1日現在) 満 歳				
現住所	(〒 -) ※試験結果等通知の送付先とします。					
電話番号	(- -) ※携帯電話など、日中連絡が取れる番号を記入					
e-mail	@					
最終学歴	※最も学位の高い学歴を記入		学校・学部・学科		卒業区分	
	年 月 ~ 年 月				卒業・卒業予定・中退 修了・修了予定	

採用区分 (第1希望)	併願区分 (第2希望)	教科
採用試験・選考区分 (志願する区分の□に×をつける)		
□ 一般		
講師 正規 経験 教員 者	正規教員	□ A: 現職正規教員
		□ B: 本市正規教員経験者
		□ C: 元正規教員
	講師	□ D: 2年本市講師経験者
		□ E: 前年度1次合格の現役本市講師
		□ F: 前年度1次受験の現役本市講師
		□ G: 本市講師経験者
		□ H: 常勤講師等経験者
その他	教職大学院	□ 区分 (A・B) ※どちらかに○
	□ 社会人等	
	□ スポーツ・芸術	
	□ 障がい者	
	□ 大学推薦	

優遇措置を希望する者は○を記入	
特定の資格・複数の免許状を有する者への優遇措置	
学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置	

所有する又は取得・取得見込みの免許状 (○を記入)						
小学校	中学校 教科() 教科()	高等学校 教科() 教科()	養護	栄養	特別支援学校 知・肢・病・視・聴	養護学校

所有する英語資格 ※令和8年4月30日時点で取得しているものに限る。優遇措置の適用希望の有無にかかわらず記入。

□ 英検 () 級 □ TOEIC (L&R) / (S&W) (スコア:) □ TOFEL (iBT) (スコア:)

□ IELTS (スコア:) □ その他、CEFR B2相当以上の英語資格 (スコア:)

学生サポーター等としての活動実績 ※優遇措置希望者のみ記入。

令和 年度		活動学校名	福岡市立	学校
令和 年度		活動学校名	福岡市立	学校
令和 年度		活動学校名	福岡市立	学校

勤務経歴 ※令和8年4月30日時点の経験年数を記入のこと。年数には、休職・育児休業等の期間は含まない。

国公立学校教員経験 □ 無 □ 有

国公立学校での経験年数を記入

a 正規教員としての経験年数 [年 月 (うち福岡市立学校: 年 月)]

志願する選考区分の受験資格を満たす直近の勤務校 (正規教員としての経験がある方のみ)

※特別支援学校の場合は学部も記入 [学校 (部)]

b 常勤の講師等としての経験年数 [年 月 (うち福岡市立学校: 年 月)]

c 非常勤の講師等としての経験年数 [年 月 (うち福岡市立学校: 年 月)]

講師番号 [] ※福岡市立学校での講師経験がある方のみ

民間企業等での経験 □ 無 □ 有 ※公共機関、民間企業等での正規職員としての勤務経歴

青年海外協力隊員等としての派遣経験 □ 無 □ 有 ※令和8年3月31日時点の派遣年数を記入

年数 [年 月] 派遣先 [] ※青年海外協力隊員等のみ

受験するうえで配慮が必要な事項があれば記入。

□ 車いすの使用 □ 手話通訳が必要 □ 点字による試験問題が必要 □ 歩行補助器具の使用

□ 点字による試験問題が必要 □ その他 (下枠に具体的な内容を記載してください。)

[]



随時出願受付中

臨時教職員（講師等）として勤務を希望する方の試験への申込みを、
年間を通じて受け付けています。

メリット1

本市講師だけが受験できる
教員採用試験の
特別選考
を実施！

メリット2

教員採用試験で
試験が免除
になる！

メリット3

常勤講師研修
非常勤講師等研修
を受講できる！

現場経験を積んで実力アップ！



給与の例

給与	臨時的任用職員（常勤）		
	講師・養護助教諭（小・中・高）	学校栄養職員	事務職員
大学卒	約285,000円～	約242,000円～	約222,000円～
短大卒	約266,000円～	約220,000円～	約213,000円～

給与	会計年度任用職員（非常勤）		
	講師・養護助教諭（小・中）	実習助手	講師（高）
日額	約9,900円～10,100円	約7,100円～8,800円	—
時間額	約1,800円	—	約2,060円～2,170円

（記載内容については、給与改定等により変更となる場合があります。）

※表内額には、地域手当も含まれます。

※給料のほか、条件に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等を支給します。

臨時教職員へのご応募はこちらから

で検索

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/rinji_8_1.html

